過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第20号に掲げる性状をいう。			300キログラム未満
第六類 ・ 酸化性液体				

注1　性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第1備考第21号によるものとする。
注2　積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。

5　腐食性を有する物質

表示		要		件
項目	品名	車両の種類	積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル		400キログラム未満	

6　マッチ

表示		要		件
項目	品名	車両の種類	積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注1　別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。
2　別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。
3　「車両の種類」は、道路運送車両法第3条に定めるところによる。
4　別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。

○関東地方整備局告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十六条第三項並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の十二及び第十九条の十三の規定に基づく、危険物を積載する車両の一般国道第三百五十七号空港北トンネルの通行の禁止又は制限の告示（平成十三年関東地方整備局告示第三百四十五号）の一部を下記のとおり変更するので、道路法施行令第十九条の十五及び道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の十の規定により告示する。

平成二十八年三月二十五日

関東地方整備局長　石川　雄一

記

1　別表第二の二高圧ガスの項目の可燃性ガス及び毒性ガス欄中「六フッ化硫黄」を削る。

2　この告示に係る通行の制限の変更は、平成二十八年四月一日から実施する。

○北陸地方整備局告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百七十号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
氷見市谷田部字古戸一四番一から同市惣領三九番五まで	一〇・四九～五三・五七メートル

四　指定する期日　平成二十八年三月二十七日

○北陸地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四百七十号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
氷見市惣領字浦ノ前四番三から同市惣領三十番六まで	前	二〇・二五～六〇・七五メートル
	後	一〇・四九～五八・四七メートル 〇・四五二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十号	氷見市矢田部字古戸一四番一から同市惣領三九番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十七日

○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号及び三百六十号	富山市下大久保字八番割三一九六番一から同市下大久保字八番割三一九六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十五日